

## 総務産業常任委員会記録

日 時 令和5年9月1日（金曜日）13時40分～14時59分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、佐藤委員、村田議長  
鈴木商工観光課長、広谷商工労働係長、伊藤農林水産課長、富樫農政係長

オブザーバー 阿部議員、磯野議員、平山議員、舟見議員、村上議員

事務局 渡辺局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、ただいまより総務産業常任委員会を行いたいと思います。

当初は農林水産課の国営かんがい排水事業についてを行う予定でしたが、商工観光課より羽幌町企業振興促進条例についてと羽幌町移住就業支援事業実施要綱ということで説明をしたいということで要望がありましたので、今回調査事項に急遽入れました。この2点については9月の定例会で一部改正の議決、補正も含めてですけれども、ある予定ですので、こちらからもぜひその内容について触れていただいて、全体像含めた中で一部改正していくということの説明をしていただきたいと思いますというふうにお願いしました。

それでは、担当課のほうより説明お願いいたします。

- 1 羽幌町企業振興促進条例の一部改正について
- 2 羽幌町移住就業支援事業実施要綱の一部改正について

説明員 商工観光課 鈴木課長、広谷係長

鈴木商工観光課長 13:41～13:43

それでは、本日の1番と2番であります。急遽の申出にもかかわらずこうして対応していただきまして、貴重なお時間いただきまして、本当にありがとうございます。

まず、1番の企業振興促進条例のほうでありますけれども、これに関しましては、根拠となる法律の部分が整理されたことに伴いまして課税の免除の部分の整理を行っております。それで9月議会に上程をさせていただきたいというような流れで、詳しくは係長のほうから資料に基づいて説明したいと思います。

2番の移住就業支援事業実施要綱のほうですけれども、要綱自体は条例でもないので

議決事項ではないのですけれども、改正に伴いまして補正が出るというようなことがあります。主なものについて若干触れさせていただきますけれども、子供がいる世帯にはプラス100万円という、道の要綱が改められましたので、それに沿った形で羽幌町もというようなところで要綱を改正したいということに伴いまして補正予算が発生するというので、この場で説明をさせていただきたいということで申し出たところでありますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、広谷係長のほうから説明していきたいと思います。

広谷商工労働係長 13:43～13:49

それでは、羽幌町企業振興促進条例の一部改正についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

説明資料1を御覧ください。1番、離島振興法と過疎法に基づく税制特例措置の重複地区の適用の整理ということでございます。令和5年度政府税制改正大綱、令和4年12月23日閣議決定におきまして、過疎地域、羽幌町全域となります。と半島、離島、奄美地域、天売、焼尻地区につきましては離島地域ということになっております。が重複している地域の税制特例措置が同内容であるため、令和5年度から重複地区におきましては過疎法に基づく特例措置等のみの適用となりまして、選択が不可能というふうになったことから、離島振興法を根拠とする羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃しまして、今後は過疎法を根拠とします羽幌町企業振興促進条例の税制特例措置のみとするため、条例を整理するものでございます。

下の図、現行を御覧ください。まず、縦の列を見ていただきまして、羽幌町は全域が過疎法の対象となりますので、赤枠の部分となります。次に、横の列を見ていただきまして、天売、焼尻地域につきましては離島振興法の対象となりますので、青枠の部分となります。天売、焼尻地域につきましては、過疎法と離島振興法の特例措置両方の対象となりますので、色の重なっている部分、重複地区ということで、羽幌町は天売、焼尻地域が重複地区に該当になるというような状況になっております。これまで天売、焼尻地域につきましては有利なほうを選択して特例措置を受けられる状況にありましたが、資料上記でご説明しましたとおり税制特例措置の内容が過疎法と離島振興法で重複しているということでありまして、今後は改正後の図のとおり、過疎法が適用となる赤枠の地域につきましては過疎法のみが対象になるということになります。米印の部分にも記載しておりますけれども、天売、焼尻地区につきましては市街地区と同様、過疎法を根拠とする税制特例措置の対象のみとなります。

2番、過疎法に基づく地方税の課税免除等に係る減収補填措置の適用を受けるための

規定の整理でございます。現行過疎法に基づく振興すべき業種の名称が情報関連産業となっておりますが、これが情報サービス業等に変更となっておりますので、それに合わせて改正いたします。また、設備投資の種類が新設または増設となっておりますが、これも新過疎法のほうでは取得等（取得または製作もしくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修のための工事による取得または建設を含む）に改正されておりますので、その規定に合わせて本町の条例を改正するものでございます。

続けて、羽幌町移住就業支援事業実施要綱の一部改正についてご説明させていただきます。説明資料2を御覧ください。1番、概要です。北海道へのU I ターン就職を促進するため、東京23区（在住者または通勤者）から北海道内に移住しまして移住支援金対象法人に就業した方等に最大100万円の移住支援金を支給する制度となっております。令和5年4月1日に北海道移住支援金交付要綱が改正されまして、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合につきましては18歳未満の者1人につき100万円を加算することができる規定が追加されております。これらを踏まえまして、北海道の交付要綱に合わせる形で本町の実施要綱を改正させていただきたいということになっております。本事業につきましては、北海道、町が共同して実施する支援事業となっております。支援金の財源は国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1負担となっております。

2番、主な改正点でございます。（1）番、交付対象の追加となっております。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円を加算する規定を追加いたします。9月町定例議会におきまして、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合1人につき100万円加算の規定に対応するため、200万円を予算補正いたします。補正の根拠は、子供2名分として計上しております。

次に、（2）、対象要件の緩和。住民票を移す直前の東京23区または東京圏、埼玉、千葉、神奈川のうち条件不利地域以外の地区での在住履歴が、直前に連続して5年以上という要件だったものを直前に連続して1年以上または直前10年間のうち通算して5年以上という規定に緩和いたします。

次に、（3）番、就業要件の追加として、北海道の就業マッチングサイト掲載法人への就業という要件だけだったのですが、これにテレワーク移住等の要件も追加いたします。

（4）番、予備登録申請の追加。支援金の申請に当たりまして北海道及び町の予算確保が必要となりますので、本申請前に予備登録申請をしていただくという内容の規定を追加いたしまして、移住対象者を把握するものでございます。

2枚目につきましては、参考資料としまして北海道が作成しておりますパンフレットを添付しておりますので、目を通していただければと思います。

説明は以上になります。

小寺委員長

ありがとうございました。それでは、質疑のほうに移りたいと思います。質疑のある委員は挙手にて簡潔にご質問していただければと思います。質問がある委員はお願いします。

－主な協議内容等（質疑）－ 13:49～14:02

佐藤委員 全然分からないのですけれども、もともとこういう支援金というのはあったのですか。羽幌町に。

小寺委員長 どちらの支援金ですか。

佐藤委員 Uターンに対しての。

小寺委員長 2件目ですか。

佐藤委員 Uターン、就職だったり帰ってくる人に対しての支援制度的なものは町ではあったのでしょうか。

鈴木課長 羽幌町においては令和元年に要綱を制定しておりまして、係長のほうからも説明ありましたけれども、もともと国の補助金の事業で、道と町がという部分の事業でありましたので、令和元年度から羽幌町は制度自体はあったという状況です。

逢坂委員 説明資料2の1枚目なのですけれども、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円ということで、要するに18歳未満が1人で来た場合は100万円はあげないという解釈でいいのかな。移住した場合。就職した場合。その辺聞きたいのですけれども。

広谷係長 おっしゃるとおりです。対象となる要件として移住していただいて就業していただくというのが要件にございますので、まずは親が来ていただ

いて就職して、その方にお子さんがいて帯同している場合はさらに100万円を加算してあげるという制度になります。

逢坂委員 あくまでも親が来なければこの事業は有効にならないということですね。

広谷係長 そのとおりです。

逢坂委員 分かりました。

小寺委員長 整理するのですけれども、親が来なければというのは、子供がいない二十歳の子が首都圏から来た場合は大丈夫ですよ。子供がいなくてももらえる事業であって、加算については子供がいた場合追加されるということで。もうちょっとそこ足してもらっていいですか。

広谷係長 単身世帯の方は60万円の支援金になります。2名以上の世帯、就職される方と例えば奥さんがいた場合というのは100万円。もともと令和元年度に制度ができたときから単身60万円、世帯100万円というのはありました。それに今回は18歳未満の子供がついてきた場合は100万円加算しますという内容を追加するという改正。1人につき100万円ですので、3人ついてきた場合は300万円となりますので、支援内容としてはそういった形になります。

金木委員 私もはっきりこういう制度は認識がなかったのですが、以前からシングルペアレント支援事業とかというのがあった……（何事か呼ぶ者あり）それとは別個の事業という認識でいいのかどうか。

鈴木課長 別です。

金木委員 概要のところでは今年の4月1日から道の要綱が改正されているというふうに説明されているので、今回羽幌町で一部改正をこれからするのですかね。となった場合、補正も予定するのだということなのですけれども、4月1日に遡って適用になるのかどうか。実際に対象者が出てきたので、慌ててと言ったら変ですけれども、急いで要綱を改正しようとい

う事情なのか。もし可能であればその辺の状況をお聞きします。

鈴木課長 道のほうの交付要綱が改正されたのは4月1日なのですけれども、することができる規定なものですから、羽幌町のほうもこのような形でという決定をしたのが森町長が就任されてということになりましたので、要綱自体も補正が伴いますので、定例会で補正が成立した段階で施行するという段取りになっています。

村田議長 1つ目の企業振興促進条例の一部改正のところで、中身的にルールが変わったのも中身も理解しました。1つ質問したいのは、今までの場合、過疎法で減免されたほうがよかったのか、離島振興法に基づく選択をしたほうがよかったのか、そこに今まで何か違いがあったのか。中身的な部分ですよ。あったのかないのか、こういうことが違ったのですというのが分かっているのであればお答えしていただきたい。

広谷係長 特例措置の内容は同じでした。ただ、要件が離島振興法のほうが設備投資の額が低かったので、そっちのほうが適用になりやすいという部分がありました。設備投資に係る額が500万円以上という要件があったとした場合、離島振興法のほうが要件が低かったので、そちらを選択できる可能性があったという形になります。

村田議長 今の説明でよく分かりました。内容は同じといえど、事業費の差で受けられるか受けられないかというところが選択できたと。続けていいですか。

小寺委員長 はい。

村田議長 今度は2枚目のほうなのですが、規則的に今までもこの要綱があって、毎年予算化されて計上していたのですが、私の記憶ではほとんど使われていないはずなのです。執行されていない予算の中身だったと思うのです。私には分からないので説明してもらいたいのですが、9月の定例会で200万円の補正予算をするというふうにならうときには、基本的に執行されるかどうか分からなくても予算づけをしておかなければとい

うのは分かるのですが、一番下の（４）番、予備登録申請の追加というのがあるということは、実際にそういう移住者があって、夫婦で来た、子供が２人いたと分かってから予算を組んでもいいのかなというふうに聞こえたものだから、そうでなくて執行残が出てその形でいかなければならないのかどうなのかというところを知りたいのですけれども。

鈴木課長 正直申し上げまして、おっしゃることは我々も大分悩んだところですが、ただ、北海道のほうの予算確保の部分が先行してありまして、町のほうも予算の担保がないとという部分があったものですから、それで今回予備登録ですとかそういう部分、全くないのですけれども、要綱の改正に伴って計上したいというところで、今回は200万円補正で出したいというところで理事者と財政当局との協議が整ったというところを出させていたいただきたいというところです。

村田議長 分かりました。

佐藤委員 移住のこれは東京23区に限られているけれども、北海道へのUターンというのは九州だとかそういうところのあれというのはないのですか。それともう一つ、北海道の中で羽幌町に移住する支援というのはありませんでしたか。東京でなくて北海道の中で地方で働いていたのだけれども、羽幌町で働こうという形の支援制度というものはないのですか。そうしたら最初のほうの東京でなければ駄目なのか、岩手県、青森県、沖縄とかそういうのはあるのかお聞かせください。

鈴木課長 冒頭の説明が不十分だったかと思えますけれども、この移住支援金の制度については、あくまでも首都圏の方に限定した国の制度からの部分でありますので、先ほどできる規定というふうに表現しましたけれども、羽幌町もこれに乗られるというところだったものですから、ここに書いてある首都圏、東京圏の方のみが対象という、もともとそういう事業だったものですから、先ほど佐藤委員おっしゃっていた青森の方ですとかそういうのは対象外という形になります。

小寺委員長 ほかにございませつか。(なし。の声) それでは、ないようですので、商

工観光課の2件については終わりたいと思います。ありがとうございます。  
休憩いたします。2時10分から再開したいと思います。

(休憩 14:02～14:10)

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、続いて国営かんがい排水事業について行いたいと思います。当初はこの後に現地調査ということでダムの方に行く予定でしたが、今朝警報が羽幌町に発令されたということで、現地調査については今回は中止にしたいということで連絡したとおりになっています。この計画については、近々で行うということではないのですけれども、これから長いスパンで大事な事業となってくるので、早い段階で委員の皆さんにも説明したいという経緯がありました。なかなか難しい、ふだん目にする機会が少ない事業なのですけれども、質疑のほうにつながるような委員会にしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、お願いいたします。

### 3 国営かんがい排水事業（羽幌用水地区）について

説明員 農林水産課 伊藤課長、富樫係長

伊藤農林水産課長 14:11～14:12

それでは、農林水産課の所管ということで、国営かんがい排水事業（羽幌用水地区）についてということでご説明させていただきたいと思います。この事業につきましては現在、国、受益者ということで土地改良区さん、本町ということで、基本的に3者のほうで事業の構想を進めておりまして、委員長からあったとおりの事業自体はまだ先の話なのですけれども、町の負担という部分ですとかその辺が絡みますので、現状における概要ですとかその辺のほうを現時点での説明ということでさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、説明のほうにつきましては富樫係長のほうから行いますので、よろしくをお願いします。

富樫農政係長 14:12～14:36

私のほうから資料の説明をさせていただきます。こちらの資料に基づいて説明します。  
まず、1の前歴事業の概要ということで、本町の水利施設の基本情報となりますけれ



ども、前歴事業といって最初に整備した事業ということで、別紙でA3の図面があると思うのですけれども、こちらもお開きになって併せて見ていただければイメージが湧きやすいかなと思います。

まず、(1)の羽幌地区につきましては、受益を築別流れ、上のほうですけれども、に持つ地区で、国営羽幌土地改良事業によって昭和28から41年度の14か年にわたって、事業費6億6,300万円をかけて、主要工事ということで羽幌ダム、築別頭首工、第3号用水路、第4号揚水機を整備したものとなります。受益面積につきましては水田758ヘクタールということで、受益地区につきましては上築、築別、汐見、高台となります。補足情報ということで、第3号用水路ということで上に赤い線で引っ張っている図面があると思いますけれども、上築の部分の用水路が先般の8月の豪雨で一部被害が生じております。その部分につきましては、北海道開発局、国のほうで直轄の災害復旧事業ということで復旧いただけるという見込みとなっております。おおむね被害延長としては150メートル弱なのですけれども、用水路が大雨で浮いてしまったというような形となっております。

それから、(2)の羽幌二股地区につきましては、下のほうの羽幌流れ、中央流れに持つ地区で、国営羽幌二股土地改良事業によって昭和44から53年度の10か年にわたって、事業費28億9,900万円をかけて、主要工事ということで羽幌二股ダム、羽幌頭首工、羽幌幹線用水路を整備したものとなります。羽幌頭首工につきましてはスキー場の本当の入り口のところにありますので、御覧になったことがある方もいらっしゃるかと思います。受益面積につきましては水田1,298ヘクタール、受益地区につきましては上羽幌、平、中央、朝日、寿、高台となります。このように本町には羽幌ダム、それから羽幌二股ダムという2つのダムがあって、2つともかんがい用水の補給を目的としたダムとなります。こういった利水ダムが1つの市町村に2つあるというのはほとんどないそうで、極めてまれな地域というふうに言われているところであります。

次に、2の施設管理体制等というところの(1)、施設所有者等につきましては、表に記載のとおりとなりますけれども、記載の施設は先ほど前歴事業でもお話ししたとおり国営事業で整備されておりますので、施設は全て国、農林水産省のものとなっております。施設管理者につきましては、羽幌二股ダムのみ羽幌町が管理者ということになっておりまして、それ以外は全てオロロン土地改良区となっております。なお、羽幌二股ダムは羽幌町が管理者になっているのですけれども、河川法の規定によって利水ダムにはダム管理主任技術者という有資格者を置く必要があるもので、有資格者がいる改良区に羽幌町が操作業務を委託しているという格好となっております。

次に、(2)の施設維持管理経費ですけれども、アの羽幌二股ダムの令和5年度総事

業費、全額が羽幌町の予算額となりますが、988万6,000円となっており、改良区へのダム管理業務委託料ですとか電気料などが主な内容となっております。財源としては基幹水利施設管理事業補助金というものがあるのですが、それが565万5,000円となっておりまして、対象経費に対して国が33.3%、道が30%、合わせて63.3%が羽幌町のほうに補助金として収入されているという形となっております。その他の部分、36.7%は町の負担となっております。それから、今の羽幌ダム、羽幌頭首工ほかの令和5年度の総事業費、全額が改良区の予算額となりますけれども、1,803万8,000円となっております。ダム等の操作人件費、電気料などが主な内容となっております。財源については水利施設管理強化事業補助金706万円とありますけれども、対象経費に対して国50、道25、町25%の持ち分で改良区のほうに補助金が入ることになりますけれども、その他の約1,100万円については改良区の持ち出し負担となっております、全体経費に対する40%弱の補助しかないというものとなっております。

維持管理経費に関わる国等の支援については、最初の二股ダムのほうの基幹水利施設管理事業補助金のほうが手厚くて有利になるのですが、基幹水利施設管理事業が適用になるには1,000ヘクタール以上の受益があるということが要件となっているので、羽幌ダムにつきましては、前歴事業にもありますけれども、758ヘクタールとなっておりますので、これに該当しないということで、ダムによって財源支援制度の違いが生じているという現状となります。羽幌二股ダムのみ羽幌町が管理者となっている理由なのですが、もともと全て改良区が管理者になっていました。平成8年に基幹水利施設管理事業という国の制度ができて、その支援を受けるためには市町村が管理者になる必要があるということで、以来羽幌町が羽幌二股ダムにつきましては管理者になっているという状態となっております。

次に、資料2 ページ目の3、国営かんがい排水事業により改修を検討するに至った経過ということですが、令和元年8月に羽幌二股ダムの設備、ホロージェットバルブという部分なのですが、ダムからの放流量を調節するバルブになるのですが、そこで漏油が発生して、これを契機にそのほかにも補修を必要とする施設ですとか設備等々が判明したということで、根本的な改修をしていかなければ今後のダム運営に致命的な支障を来すこととなるという判断から、北海道開発局留萌開発建設部さんのほうで羽幌二股ダム、そして同様に老朽化が著しい羽幌ダムの大規模改修について検討を開始するに至ったものとなります。なお、留萌開建のほうで令和元年度から3年度にあった国の事業、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業というものを使ってさきにお話ししましたホロージェットバルブのほうを応急修繕していただいて、そのほか老朽化していた油圧ユニットですとか貯水位計等の機器の更新もこの事業で行っている

ところでは。

このようにダム基幹施設と言われる部分で致命的な故障が生じたということに起因して始まった大規模改修の検討なのですけれども、令和3年度から今年度、令和5年度までの3か年の計画で地域整備方向検討調査ということで、全額国費負担の下、留萌開建が主導して今まで進められてきておまして、これまで改修の範囲ですとか方法の検討ですとか、そういったために各種調査を町としても協力してきたところなのですけれども、昨年の令和4年9月に地域整備方向検討調査によって得られたものを踏まえて、事業構想案ですとか概算事業費等が留萌開建から本町を含む関係機関に対し示されたということでありまして。その後、昨年、令和4年の12月には土地改良区のほうから羽幌町に対して、こういった国営の事業を推進してほしい旨の要請がありました。また、令和5年、今年の3月には留萌開建が主催する地区推進検討委員会というものが関係機関を招集して開かれて、来年度からの地区調査の要求に向けた合意形成が図られているところとなります。本町としましても基本的な考え方ということで、2つのダムを含む国営造成施設の改修については前歴事業と同様に国営による事業化が望ましいというふうに考えておりますので、改良区、それからJA、農業改良普及センターからの意見も踏まえて、本年4月には北海道に対して詳細な施設計画ですとか事業費について調査していくための地区調査の上申を行っているところでありまして。これがここまでの経過というものになります。

次に、4の羽幌用水地区・地域整備方向検討調査についてですが、ここからは別紙のカラー刷りの資料で説明していきます。この資料については留萌開建のほうで作成した資料となりますので、これまでの説明と重複している部分については省略しながら説明していきたいと思っております。

まず、1ページ目には調査スケジュール（予定）とありますけれども、先ほど説明しましたとおり、令和3年度から今年度、令和5年度までは地域整備方向検討調査となっております。整備構想などが策定されて、来年度の令和6年度から8年度までの3か年で、より詳細な事業計画の検討がなされる地区調査というものが進められる予定となっております。また、実際の改修着工につきましては、今の予定では令和9年度から始められる予定で、令和20年度までの12か年が現状においては改修が想定されているところとなります。この地区調査につきましては、ちょうど昨日、国の概算要求が示されているところなのですけれども、農水省のほうからも概算要求ということでこの地区調査の予算が計上されたということで連絡があったところでありまして。スケジュールの中の令和7年度末のところに緑で書いている地区推進検討委員会とあると思うのですけれども、これが最終的に改修事業の着工要求に向けた合意形成を図る場とされておりますので、

それまでの間にあらかた事業費ですとか負担割合を含めた事業計画が示されるというふうにされております。その段階で最終的に事業を行うかどうかというようなことを決定する形となっております。また、ここには記載ないのですけれども、本年度のうちに羽幌町、それからJ A、改良区による地域の期成会の設立についても予定しているところでもあります。

続いて、2ページ目の2、前歴事業の概要については、先ほどご説明したものと一緒ですので、省略させていただきます。

次の3ページから4ページまでがここまで留萌開建が実施してきた地域整備方向検討調査の概要で、3ページ目の(1)、前歴事業からの変化ということで、①として受益面積が両地区とも減少していること、それから②として営農、水稻の作付率も両地区において減少していること、それから③ということで河川利用可能量の減少ということで、これも両地区の河川、築別川と羽幌川になりますけれども、河川の水量が減少しているということです。以上からダムで必要な用水量についても前歴事業から今までの間で変化していて、計算上、羽幌ダムについては114万立方メートルの不足、それから二股ダムについては120万立方メートルの余剰が生じていることとなります。

次に、4ページ目の(2)、施設の老朽化状況ということで、写真にありますとおり、先ほども説明しました取水放流設備のバルブの故障、ホロージェットバルブの故障で取水機能が停止するおそれがあるということ、それからダムのコンクリート構造物につきましては劣化によるひび割れが顕著なこと、頭首工、用水施設においても明らかな経年劣化が進んでいるということから、このまま手をかけずに施設の劣化が進むと施設の機能が停止するおそれがあるとされておりまして、新たな用水計画ですとか施設改修が必要なものということでされております。

これらの調査結果を踏まえまして、5ページ目、4の調査結果を踏まえた本地域の進め方ということで、以下の選択肢が考えられておりまして、1つ目は国営土地改良事業による整備で、水源共用を検討し、羽幌二股、羽幌両地区の施設を一体的に更新しようとするものとなります。それから、2つ目には、道営の土地改良事業によって、それぞれの施設を単独でそれぞれ更新していこうとする方法です。それから、3つ目については、現状は何もしない事業未実施という選択肢となります。

それぞれの選択肢を取った場合どのような改修状態になるのかというのが、次の6ページから8ページまでの資料となります。6ページ、5の国営土地改良事業による整備の場合については、事業のイメージにあるとおり、国営事業のポイントの1つ目としては水源共用によって2つの地区を一体的に整備しようとするもので、ポイントの矢印の先にある流域変更工、小さいのですけれども、あると思うのですけれども、流域変更工

というのが水源共用を図るための工事のことになります。二股ダムで余剰水が生じた場合に、二股ダムのほうから羽幌地区のほうで取水する築別川、支流の三毛別川のほうに注水するための工事という形となっています。具体的にはパイプラインを新たに布設して、そこに注水して通水するイメージとなります。ポイントの2つ目、右側にあるのですけれども、水源共用を行うことで両地区の合計受益面積が1,000ヘクタールというものを超えるので、改修に係る国営かんがい排水事業の採択要件とその後の維持管理に係る基幹水利施設管理事業の採択要件の両方を満たすことになるというものです。裏返せば、水源共用しないでそれぞれの地区ごとに改修しようとする、受益面積がそれぞれの地区で1,000ヘクタールを下回るということになるので、国営かんがい排水事業も基幹水利施設管理事業も適用できないこととなります。

それから、ポイントの3つ目、ここが一番大きな部分になりますけれども、事業費と地元負担額となります。現在概定されている総事業費につきましては200億円となっております。そのうち負担対象事業費は約175億円となっております、国が定めているガイドラインでは町の負担割合が4.5%、負担額については地元負担のうち町負担が7億9,000万とされております。これが現時点での最大事業費、町負担額ということで押さえていただければと思います。地元負担については合計7%なのですけれども、町が4.5、農家が2.5ということで、ちなみに農家負担2.5%の合計は4億4,000万というふうにされております。ただ、負担割合の区分のところを御覧いただきたいのですけれども、資料の中ではダム、頭首工、用水路、それぞれ一般というふうに書かれているかと思っております。今後の農水省との調整によるところで、確定的ではないのですけれども、頭首工、用水路を除いてダムに関しては一般施設ではなくて基幹施設というふうに位置づけられる見込みとなっております。その場合の負担率につきましては、現状ダム、一般75、18、7とあるのですけれども、ここが国が75、これは変わりません。道が22.5、それから地元が2.5となります。この場合の地元負担の内訳については、町負担が2.5、農家負担がゼロという形となっております。もしこの負担率となった場合なのですけれども、ダムの町負担額につきましては現状6億2,689万5,000円とありますけれども、これが3億4,830万円となりまして、頭首工、用水路と合わせると合計で約5億1,000万円が町負担額となります。さらに、この町負担額を有利な起債、例えば過疎債ですとかそういった部分を活用するとして、地財措置額、いわゆる交付税措置も考慮した場合は、実際の実負担額、町の負担額については、どんな起債を借りるか分かりませんが、2億から3億5,000万円となるものと想定しているところとなります。留萌開建のほうでは事業費をさらに抑制できるように様々な方法も現状検討しているような状況ですし、事業費、それから負担割合をできる限り少なくできるように町としても今後も継続して注視してい

きたいというふうに考えているところです。

続いて、7ページ目の6、道営土地改良事業による整備の場合ですが、道営事業のポイントの1つ目は2つの地区を単独で更新するというもので、ポイントの2つ目としては、道営かんがい排水事業が適用可能となるものの、維持管理に係る基幹水利施設管理事業については、それぞれの地区の受益要件が足りないので、今後については適用できなくなるものとなります。また、ポイントの3つ目ということで、道営事業による総事業費というのは国営に比べると安くなる、114億円程度ということで見込んでおりますけれども、国が定めるガイドラインでは、道営事業の場合の町負担割合は13%、負担額は地元のうち町負担が14億8,000万円とされているところであります。このように道営事業による整備も可能ではあるのですが、国営、道営の比較をすると、道営の場合は国営のように水源共用という扱いはしないので、それに係る工事費用がなくなるということで、国営に比べると総事業費は安く、少なくて済むものの、ガイドライン上の地元負担率というものが高いということで、町負担については国営に比べて約7億円程度増えてしまう形となります。さらに、改修後の維持管理に対する支援につきましても現状の基幹水利施設管理事業の適用が困難となりますので、その後の維持管理費用に関しても地元負担が増えてくる可能性があるということとなります。

次に、8ページの7、事業を実施しない場合については、抜本的な改修をしないで、これまでのように施設が故障するたびに応急修繕などで継続していった場合となりますけれども、基幹的農業水利施設が経年劣化に伴って、将来は施設の機能が停止して、必要な用水は降雨に依存することになりますので、雨が降らなくて河川の水量がない場合については干ばつが起きることも想定されるということで、農業生産額が大幅に減少するということが予想されることとなります。

最後に、9ページ目の8、国営事業と道営事業の償還の違いですけれども、いわゆる地元負担部分の償還に係るもので、国営事業については事業完了の翌年度から償還が開始されるというものですので、事業工期12年で令和9年から令和20年度までとなった場合については令和21年度から償還が開始されるというものです。一方、道営事業におきましては、工事完了翌年度にそれぞれ償還が開始されていくものとなります。

資料の説明については以上となります。

小寺委員長

ありがとうございました。結構な内容で、長期的な計画になってくるのですが、分かりやすく説明していただいたかなというふうに思います。それでは、質疑のほうに入りたいと思います。質疑のある委員は挙手にてお願いいたします。

工藤副委員長 分からないので、聞きながら質問します。これから整備を検討していつて、実施が令和9年からというスケジュールになるのですけれども、過去にやった昭和28年からという今利用している排水事業というか、これを直さなければいけないのだという、そういう内容でいいのでしょうか。

富樫係長 委員おっしゃったとおり、説明の中でも触れましたけれども、写真にもあるとおり、かなり老朽化が著しい、長いもので50年たっているという部分もありまして、応急でしのいできた部分も今まではあるのですけれども、国の考え方としてはここで一気にやらないとさらに致命的な故障が出てくるというようなことですので、それに向かって一気に整備したらどうだろうというような考え方となります。

工藤副委員長 ということになると、今から検討していつて令和9年から実施していく、この工事が完成してから50年とか60年とかこの地区で農業が万全にやっていける、そういうものを造っていくということでもいいのでしょうか。

富樫係長 図面にもありますけれども、用水路ですとか排水路ですとか国営でやっている部分は本当に一部でして、それ以外にもそこからさらに先のほうは道営でもやっているのです。道営でやっている用水路、排水路については、今の道営の農業農村整備事業で老朽化しているところはちょっとずつ改修していつているという形にはなるのですけれども、国営の部分については今までほとんど手をつけていないというような状況ですので、今回改修が終わった場合については、耐用年数については40年と言われているところとなります。

逢坂委員 お聞きしたいのですけれども、1枚目の資料の2の(2)、施設維持管理経費ということでアの二股ダムとイの羽幌ダムの経費、令和5年度総事業費だとかそれぞれ記載されておりますが、この金額というのは、令和5年の総事業費というのは分かるのですけれども、6年度、7年度、何年ぐらいこの経費というか、永遠に続くものなのか。土地改良区の負担もここに入っています。それぞれ二股ダムも羽幌ダムも違うのですけれ

ども、毎年このぐらいの経費が必要なのだよとかという部分を聞きたいのですけれども。

富樫係長 例年事業費というのはそんなに変わらないのですけれども、年々老朽化している部分を通常の維持管理の範囲内で修繕する部分が増えてきているので、そういった部分では若干増えてきているという形になっています。さらに、電気料に関してはかなり高騰していて、二股ダムに関してはそれほどでもないのですけれども、特にイの羽幌ダム、羽幌頭首工ほかという中には揚水機、ポンプ場に係る電気料がかなりの額来るものですから、上げ幅はかなり大きいということで、今年度、前年度については国の支援というものがあって若干抑えられている部分はあるのですけれども、そういった部分も機器の更新ですとかしていかなければどんどん、どんどん増えていくということが見込まれるというところでありませう。

逢坂委員 これは毎年かかる経費ということでよろしいですね。それで、国の補助率もそれぞれ違う、道も違うのですけれども、この違いというのは、工事によって中身が違うから補助率も違うということなのか。下のほうは頭首工だから違うとか、そういう意味でいいのかな。

富樫係長 ダムに関しては、先ほども説明した中で若干触れているのですけれども、受益面積というのが基幹水利施設管理事業に乗るためには要件があって、現状については前歴事業で見ただけであれば羽幌二股地区というのは受益が1,000ヘクタール以上あるのです。なので基幹水利施設に乗れているのですけれども、羽幌ダム、羽幌地区のほうについては1,000ヘクタールを下回っているというようなことで、基幹水利施設管理事業というのは適用にならないのです。何で救ってくれるかというのと、別な補助制度としてある水利施設管理強化事業というものを使う形になるのですけれども、それに関しては補助率が農業目的ではない経費に対して何%というような計算の仕方になるものですから、農業目的ではないというと何かという多面的な経費ということで、ダムがほかに持つ効果というか、そういう部分に対する支援という位置づけになっているので、補助率がかなり低い。説明するのが難しいのですけれども、基本的に1,000ヘクタ



ール以上あるものについては国も全面的に支援しますよ、それ以外については地元である程度負担しながらやってくださいというようなことで制度が分かれているということになります。

逢坂委員 A3の平面図、なかなか見たことがないので、羽幌ダムと二股ダムの水域が違うのですよね。築別方面と中央、朝日。かんがい設備というのは、羽幌ダムは羽幌ダムのほう、二股ダムは二股ダムのほうという形で流れている。ダムから放水されている。別物だと。そういう考えでよろしいのですよね。

富樫係長 それぞれ別物です。河川も築別川と羽幌川になりますので、別々なものということになります。

逢坂委員 分かりました。

金木委員 カラー刷りの資料の3ページ、これについて2つのダムの容量の不足とかという部分がありますよね。羽幌ダムであれば4,300に対して1,140不足している、二股ダムでは余剰になっている。どういう理由なのか。ダムそのものが経年劣化でそれだけ水がたまらなくなったということなのか、底に泥がたまってきてたまり水が少なくなってきたというような理解でいいのか、その辺はつきり分からないのですけれども、分かりやすくお願いします。

富樫係長 簡単に言うと河川の水の量というのは年によって違うのですけれども、長く見ると水量は下がっていると。それについては雨量によるのですけれども、それについては両方の河川において同じような状況ではあるのですけれども、羽幌二股地区のほうについては受益が現状、前歴事業からいくと水稻の作付率が落ちているということになるので、水の量は減っているのですけれども、二股ダムのほうで使う水も減っているということなので、余剰水が発生するという考え方になるのです。分かりづらいのですけれども、河川の流量についてはほぼ同じ地域なのでそれほど変わりはないのですけれども、取水制限とかあった場合については両地区のほうでやっているような状況なのですけれども、羽幌のほうがそう

いう部分が多いというように傾向としては見られるかなと思います。

村田議長 説明の8番の最後の償還の違いのところはプリントミスなのか、工事完了と事業完了というのがあるのですけれども、ここの説明が分かりづらかったのだけれども。

富樫係長 国営事業については、事業全体が終わってから償還が開始されますというものです。道営については、事業全体ではなくて、単年の工事が終わってから翌年に前年の工事分を償還していくというイメージになるので、それで事業と工事と言い方を分けているということだと思います。

村田議長 多分皆さん分からないと思うのですが、先ほど事業費200億円を見込んでいるという中で、これから実質的に設計をしていく段階で、どの部分で共用させていくのかという部分も、どこにパイプラインを引くのだということもまだはっきりしていないと思うのですが、ある程度の目安があって事業費を出しているのか、そこら辺が自分も全然改良区のほうから説明を受けていないので、共用する部分、大まかな部分は決まっているのかもしれないけれども、見込んでいる事業費というのは、今の200億から見るとどのぐらいの部分を見ているのか、分かる範囲でいいのですけれども。

富樫係長 その差というのが国営と道営の差になる部分になるのですけれども、流域変更工という部分が国営のダムのところに入っているのです。経費が。道営と見比べていただければ分かると思うのですけれども、道営のほうはダムのほうが65億3,000万、それから国営のほうは120億ということで、約50億から60億が流域変更工という部分に係る経費ということで積み上げられていることになるのですけれども、どこにパイプラインをつけるのかという部分については現状調査を詳細に進めていて、いろんなケースを想定している部分になるのですけれども、国のほうもここをなるべく安価に抑えたい、抑えられるとしたらこの部分になるというようなことで、現状の考え方としては新たに布設していこうと。パイプラインを。二股ダムの入り口というか、からずっと道路沿いを走らせていくという形で、曙のほうに抜ける道の際を走らせる。そこは傾斜上、築別川

のほうが高いのでくみ上げる形になると思うのですが、現状三毛別川のどこに注水するかという部分については調査中でして、なるべく安い方法でということでは想定している中には、上羽幌から三毛別川までの間に名羽線のときに通っていた隧道、トンネルがあるのですが、コンクリートで入り口、出口塞がれている状態なのですが、そのトンネルが使えると新たに山を切り開かなくてもいいということで、坑口を仮で開けて、地上ドローンといってラジコンみたいなものを走らせて、人がいきなり入れないので、中を調査しているというようなところもあります。そこが使えるという状況になればかなり事業費も抑えられるのではないかと、まだ可能性の段階なので確実にできずとは言えないのですが、そういった部分も今検討している中の1つということになります。

村田議長

今の富樫係長の話、初めて聞いたので、そういうことがあれば事業費としてはかなり下がる。1か所不思議に思ったのは、ダム双方が羽幌町受益の水利権を持っている方々のための水を確保するということと、先ほど富樫係長は二股ダムの放水のところからと言いましたよね。二股ダムから上羽幌の水田を作っているところまでの距離というのは結構あって、その部分もパイプラインを走らせるということの説明だったので、二股ダムから放水をしている水が羽幌川から三毛別川のほうへ移行できるのであれば、あえて二股ダムからパイプラインを造る必要があるのかどうなのかというのが疑問に思って、国の言っている共用化という部分でいくとそこからパイプラインを取らなければ駄目なのか、共用するのであれば羽幌川と三毛別川のどこでもいいのか、考え方としては変えることができるのかどうなのかという部分も、先ほど富樫係長のを聞いていた中で、一番近いのは確かに上羽幌から曙にわたっているところは高低差もないから、峠は1つありますけれども、そこに道路ができたというのは分かるのですが、上のほうから注水できれば、上羽幌の水田も共用しているということになれるのではないかなという私の思いです。すみません。何かあれば。

富樫係長

ルートを設定する前に開建のほうでいろいろシミュレーションをしているのです。そのパターンも5パターンか6パターンあって、デト二股川

の上流、羽幌二股ダムの上のほう、そこから三毛別川に注水するという方法も想定していますし、いろんな部分で想定した中で、より経済的な方法がここだというようなことで、現状そこで進められているという説明は受けているところです。どこに注水するか、どこから取るかという方法は議長言われたとおりいろいろあるのですけれども、経済的な部分、より工事費がかからないといった部分を想定した中で現状のルートが設定されているところだという説明は伺っています。

村田議長 分かりました。

工藤副委員長 令和9年から始まる工事が12年目の20年に終わるのだよという、そういう理解でいいのですか。

富樫係長 委員おっしゃったとおり、現状でいけば工事期間については12か年ということで想定されている。これも調査していく中で、当初説明を受けたときは10年だったりとか、そこからまた12年になったりとか動いているような状況なので、現状の部分でいけば12か年ということで説明を受けているところです。

工藤副委員長 同時に進められるということは、工事をやる事業者も別々になるということですか。

富樫係長 国営で国が発注する事業になるので、どういう進め方、両方のダムをやっていくのか、こっちから先にやるのかということまでは把握していないのですけれども、事業者がそこまできるとも限らないので、折り合いをつけながらやっていくのではないかなというふうには考えています。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、終わりたいと思います。今回、国の事業ではあるのですけれども、町の負担割合もあたりですとか、長期的に考えると令和20年以降とか、そういう償還にもなってくるとは思うのですけれども、長期的に考えて、今回説明していただいたのはよかったかなというふうに思います。資料もたくさんつけていただいて、分かりやすく説明していただきまして、あ

ありがとうございます。それでは、以上で総務産業常任委員会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。